

有料職業紹介契約書

(返戻金部分抜粋)

株式会社●●●● (以下甲という)と GVT 株式会社 (以下乙という) とは、有料職業紹介に関し、以下の通り契約を締結する。

第 5 条 (紹介手数料の返還)

- ① 丙の入社辞退や自己都合により退職した時や丙の責に起因する事由により退職したとき、または、入社後の勤務成績又は作業能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められて退職した場合は、乙は入社後の経過期間に応じ、以下の割合で前条により支払われた手数料を返還するものとする。

1.入社 1 か月未満	返還額＝紹介手数料の 90%
2.入社 1 か月以上 3 か月未満	返還額＝紹介手数料の 60%
3.入社 3 ヶ月以上 6 か月未満	返還額＝紹介手数料の 30%
4.入社 6 か月以上	返還額なし

- ② 甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合は本条前項の紹介手数料の返還は適用されない。